

8 「国際課税」を知ろう

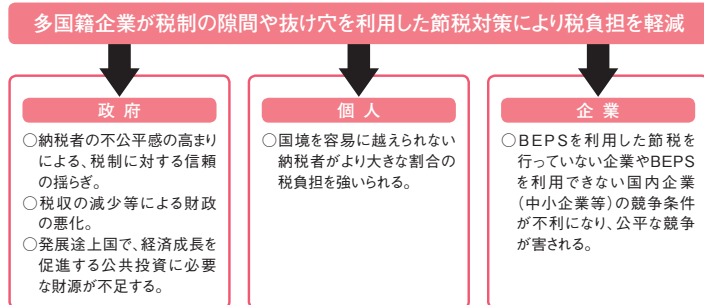
1 「BEPSプロジェクト」について

世界各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させて、より多くの国民負担を求める中、多国籍企業が各国の税制や国際課税ルールのずれを利用することで課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うことに対する批判が高まっています。

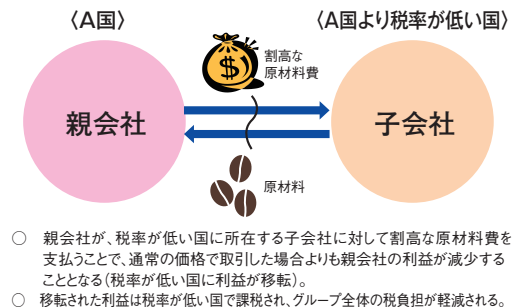
このような課税逃れを防ぎ、公平な競争条件を整えるため、2012年に、OECD租税委員会は、国際課税ルールを見直すプロジェクト、「BEPS(Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転)プロジェクト」を立ち上げました。2015年10月には「最終報告書」が公表され、11月にはG20サミットに報告されました。

この最終報告書に基づいて、各国において国内法整備及び租税条約の改正を実施することが求められています。こうした取組によって、多国籍企業の課税逃れが防止され、まじめに納税している人々や会社との間で課税の公平が確保されることとなります。今後、本プロジェクトの議論を主導してきた日本としても段階的に着実に対応していく予定です。

「BEPS」の問題点



グループ会社を利用した「BEPS」の例



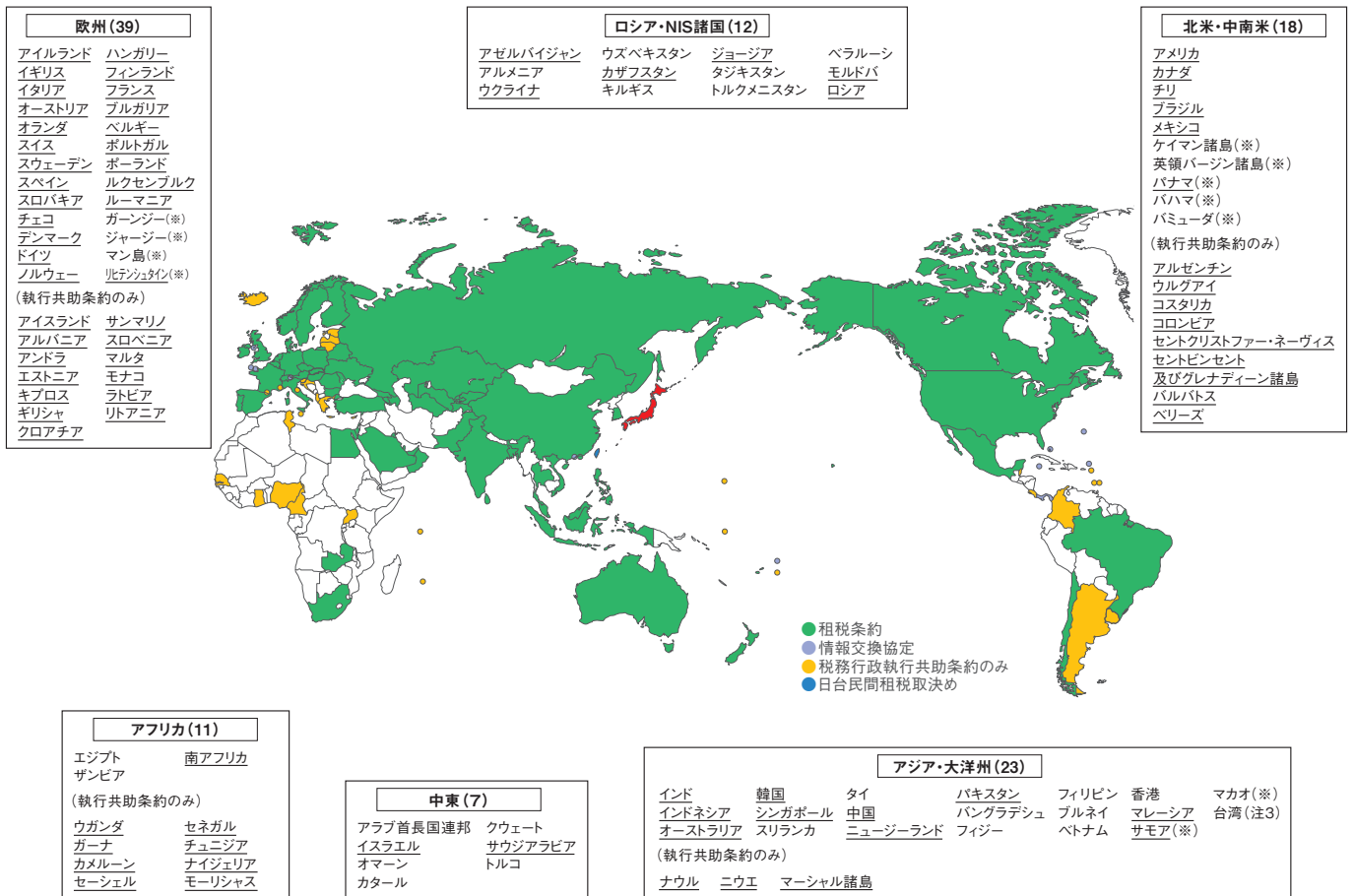
2 租税条約について

日本は、二重課税の除去等を通じた二国間の健全な投資・経済交流の促進を図ることを目的として、各国との間で租税条約を結んでいます。租税条約では、国際的な租税回避や徴収回避に対抗することを目的として、情報交換や徴収共助といった税務当局間の協力のための枠組みも規定されています。

平成29年7月1日時点で、日本は68の租税条約等を110か国・地域との間で有しています。

日本の租税条約ネットワーク

〈68条約等、110か国・地域／平成29年7月1日現在〉



(注1) 税務行政執行共助条約が多数国間条約であること、及び旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約が複数国へ承継されていることから、条約等の数と国・地域数が一致しない。
(注2) 条約等の数、国・地域数の内訳は以下のとおり。
・二重課税の回避、脱税及び租税回避等への対応を主たる内容とする条約(いわゆる租税条約):55本、66か国・地域
・租税に関する情報交換を主たる内容とする条約(いわゆる情報交換協定):11本、11か国・地域(図中、(※)で表示)
・税務行政執行共助条約(締約国は我が国を除いて全80か国(図中、国名に下線)、うち我が国と二国間条約を締結していない国は32か国)
・日台民間租税取決め:1本、1地域
(注3) 台湾については、公益財団法人交流協会(日本側)と亜東関係協会(台湾側)との間の民間取決め及びその内容を日本国内で実施するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みを構築。